

平成22年11月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件名	説 明	明																
	「 条 例 案 」 3 件																		
1	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	○改正理由 一般職の職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 医療職給料表(1)を除く全給料表の給料月額を改定する。 2 医療職給料表(1)適用者以外の職員等で年齢55歳を超える行政職6級相当職以上の者に係る給料月額を一定の率（1％）で引き下げる。 3 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。 <table><tr><th>区 分</th><th>6 月 期</th><th>12 月 期</th><th>合 計</th></tr><tr><td>期末手当</td><td>1.20 月(改定なし)</td><td>1.35 月(△0.1月)</td><td>2.55月(△0.1月)</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.675月(改定なし)</td><td>0.675月(改定なし)</td><td>1.35月(改定なし)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.875月(改定なし)</td><td>2.025月(△0.1月)</td><td>3.90月(△0.1月)</td></tr></table> 注 () は改定率。なお、再任用職員等についても引下げを実施 4 給与構造改革に伴い現給保障措置の適用を受けている職員について、経過措置額の算定基礎となる給料額を現行の100分の99.59に引き下げる。 ○施行期日 平成22年12月1日から。ただし、一部の規定は平成23年4月1日から。平成22年12月支給分の期末手当に関する調整措置その他条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.20 月(改定なし)	1.35 月(△0.1月)	2.55月(△0.1月)	勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.35月(改定なし)	合 計	1.875月(改定なし)	2.025月(△0.1月)	3.90月(△0.1月)	
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																
期末手当	1.20 月(改定なし)	1.35 月(△0.1月)	2.55月(△0.1月)																
勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.35月(改定なし)																
合 計	1.875月(改定なし)	2.025月(△0.1月)	3.90月(△0.1月)																
2	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 平成22年度における期末手当の支給割合を次のように改める。 <table><tr><th>6 月 期</th><th>12 月 期</th><th>合 計</th></tr><tr><td>1.40 月(改定なし)</td><td>1.525月(△0.075月)</td><td>2.925月(△0.075月)</td></tr></table> 2 平成23年度以降における期末手当の支給割合を次のように改める。 <table><tr><th>6 月 期</th><th>12 月 期</th><th>合 計</th></tr><tr><td>1.375月(△0.025月)</td><td>1.55 月(△0.05月)</td><td>2.925月(△0.075月)</td></tr></table> 注 上記1・2の改定率() は、ともに現行からの増減率を表記	6 月 期	12 月 期	合 計	1.40 月(改定なし)	1.525月(△0.075月)	2.925月(△0.075月)	6 月 期	12 月 期	合 計	1.375月(△0.025月)	1.55 月(△0.05月)	2.925月(△0.075月)					
6 月 期	12 月 期	合 計																	
1.40 月(改定なし)	1.525月(△0.075月)	2.925月(△0.075月)																	
6 月 期	12 月 期	合 計																	
1.375月(△0.025月)	1.55 月(△0.05月)	2.925月(△0.075月)																	

3	平成23年11月30日までに支給する給料月額、市長にあっては現行の額の10%、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては現行の額の5%を減じた額とする。							
4	平成23年6月までに支給する期末手当の額は、市長にあっては算出した額の10%、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては算出した額の5%を減じた額とする。	○施行期日 平成22年12月1日から。ただし、一部の規定は平成23年4月1日から						
3	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの						
○改正要旨								
1	平成22年度における期末手当の支給割合を次のように改める。							
	<table><tr><td>6月期</td><td>12月期</td><td>合 計</td></tr><tr><td>1.40月(改定なし)</td><td>1.525月(△0.075月)</td><td>2.925月(△0.075月)</td></tr></table>	6月期	12月期	合 計	1.40月(改定なし)	1.525月(△0.075月)	2.925月(△0.075月)	
6月期	12月期	合 計						
1.40月(改定なし)	1.525月(△0.075月)	2.925月(△0.075月)						
2	平成23年度以降における期末手当の支給割合を次のように改める。							
	<table><tr><td>6月期</td><td>12月期</td><td>合 計</td></tr><tr><td>1.375月(△0.025月)</td><td>1.55月(△0.05月)</td><td>2.925月(△0.075月)</td></tr></table>	6月期	12月期	合 計	1.375月(△0.025月)	1.55月(△0.05月)	2.925月(△0.075月)	
6月期	12月期	合 計						
1.375月(△0.025月)	1.55月(△0.05月)	2.925月(△0.075月)						
注 上記1・2の改定率()は、ともに現行からの増減率を表記								
3	平成23年11月30日までに支給する給料月額は、現行の額の5%を減じた額とする。							
4	平成23年6月までに支給する期末手当の額は、算出した額の5%を減じた額とする。							
○施行期日 平成22年12月1日から。ただし、一部の規定は平成23年4月1日から								
「 予 算 案 」 1 件								
4	平成22年度秋田市一般会計補正予算(第4号)の件	○資料別紙						